

2014.10.16

相続の いろは

意外な仕組み②

「あなたの資産をいま
仏具に替えておけば、ご
家族が将来払う税金を減
らすことができます」。
仏壇や仏具を販売する会
社の中には、相続税の節
税効果をうたうケースが
ある。どういふことか。
相続により遺族などが
受け取った財産は、不動

遺産で非課税なのは

資産の中身で課税・非課税が分かれる

●課税対象

- ・不動産
- ・金融資産
- ・ゴルフ会員権
- ・死亡保険金 (非課税枠あり)
- ・死亡退職金 (同上)
- ・その他資産全般

●非課税

- ・国・地方公共団体などへの寄付
- ・墓地、墓石、仏壇、仏具など

産にせよ金融資産にせよ
原則としてはすべて相続
税の課税対象になる。基
礎控除額を差し引いたう
えで税額が計算される。
ただし、中には例外的に

公益寄付や仏具など

非課税と定められている
分野がある。例えば公益
的な事業に寄付した資金
が当てはまる。
相続税のかからない財
産としては他に仏壇・仏
具がある。墓地・墓石な
どと同様、日ごろの礼拝
に使う物は、その性質上、
課税にはなじまないとの
考えからだ。非課税であ
る点をうたって高価な仏
具を販売するケースは昔
からある。

ば相続税がかかるから
だ。例えば、仏具が純金
でできていて、購入時か
らさほど価値が落ちずに
売却できるなら、課税さ
れる可能性があるといわ
れる。

生命保険会社から遺族
に支払われる死亡保険金
は原則、課税の対象にな
るが、一定額の非課税枠
がある。このため節税の
有力な手段になってい
る。在職中に亡くなった
人に会社から死亡退職金
が支払われた場合も、生
命保険と同様の非課税枠
がある。(随時掲載)

だからといっていつも
非課税になるとは限らな
い。国税庁によると、投
資の対象になる物であれ
ば相続税がかかるから
だ。例えば、仏具が純金
でできていて、購入時か
らさほど価値が落ちずに
売却できるなら、課税さ
れる可能性があるといわ
れる。